

◎新潟県告示第1276号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
はあとふるあたご福祉用具新発田	新発田市新富町1丁目4番10号	新発田市城北町3丁目3番31号	新発田市新富町1丁目4番10号	H26.7.28
株式会社五十嵐薬品	新発田市本町1丁目2番3号	有限会社五十嵐薬品	株式会社五十嵐薬品	H26.8.5